［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	

三　対象となる者　平成二十九年十一月十六日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第五百二十七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十六日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前	
二　対象となる者　平成二十九年十一月十八日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者	二　対象となる者　平成二十六年十一月十八日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者	
有限会社鈴木防水	神奈川県横須賀市追浜東町三丁目七十一番地十七	防水施工
磯部塗装株式会社	東京都江東区亀戸七丁目二十四番五号	塗装
ヤマギシリフォーム工業株式会社	東京都品川区南品川四丁目二番三十六号	塗装
三　対象となる者　平成二十九年十一月十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者		

附　則

この告示は、平成二十九年十一月十八日から施行する。

○国土交通省告示第十三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十九年七月七日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊐共－4	マツダ　L221A	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井六丁目26番1号
㊐共－5	いすゞ　N221A	〃	〃

○国土交通省告示第十三十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年七月十三日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－356	ヤマハ　2B　K－SG42J	オートバイ	ヤマハ　G　3H5E	0.249	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第十三十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年八月二十一日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－357	ヤマハ　2B　K－RG43J	オートバイ	ヤマハ　G　402E	0.249	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第十三十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年五月十五日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－1836	ヤマハ　2B　J－SED9	オートバイ	ヤマハ　E　31CE	0.124	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地
Ⅱ－1837	ヤマハ　2B　J－SED8	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第十三十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年五月二十二日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅰ－1853	ホンダ　2B　H－AF78	オートバイ	ホンダ　A　F74E	0.049	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山2丁目1番1号